
**常滑市やきもの散歩道地区
景 観 計 画**

平成 22 年 4 月

常 滑 市

目次

第1章 景観計画の策定について

- 1. 景観計画策定の趣旨----- 1
- 2. 景観計画の位置付け----- 1
- 3. 景観計画策定の経過----- 2

第2章 景観の特性と課題

- 1. 景観の特性----- 3
- 2. 景観形成の課題----- 3
- 3. 景観に関係する地域の現状と課題----- 3

第3章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）----- 4

第4章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）

- 1. 基本理念----- 5
- 2. 将来の景観像----- 5
- 3. 基本目標と基本方針----- 5

第5章 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号）

- 1. 行為の制限とは----- 6
- 2. 行為の制限の基本的な考え方----- 6
- 3. 届出対象行為----- 6
- 4. 景観形成基準----- 7

第6章 景観重要建造物及び樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）

- 1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について-----11
- 2. 景観重要建造物の指定方針-----11
- 3. 景観重要樹木の指定方針-----11

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第5号イ）-----11

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ）-----12

第9章 景観計画の推進

- 1. 推進体制の整備-----12
 - 2. 景観に関する理解促進-----12
 - 3. 景観形成に寄与する取組への支援-----13
-

第1章 景観計画の策定について

1. 景観計画策定の趣旨

常滑市は、平安時代末期に始まる常滑焼の産地であり、瀬戸、信楽、越前、丹波、備前と並ぶ日本六古窯の一つとして広く知られています。

常滑焼の生産を支えてきた「やきもの散歩道地区」には、レンガ煙突や黒板塀の工場、焼き物を利用した擁壁などがあり、独特な景観が形成されています。

本市では、第4次常滑市総合計画（平成18年3月策定）及び常滑市都市計画マスタープラン（平成21年2月策定）において、やきもの散歩道地区の景観を保全する旨の位置付けがされています。

こうしたことから、本市は、平成20年8月、景観法(※1)に基づく景観行政団体(※2)になり、具体的な景観施策を進めるため、「常滑市やきもの散歩道地区景観計画」（以下「景観計画」という。）を策定したものです。

※1 景観法とは

景観法は、平成16年に公布され、良好な景観の形成を図ることを目的として、景観形成に関する基本理念や国等の責務、景観計画の策定、景観計画区域等における規制などを定めています。

基本理念では、良好な景観を国民共通の資産としています。また、景観計画を策定した区域における建築物の建築等に対する届出・勧告という緩やかな規制・誘導を基本としています。

※2 景観行政団体とは

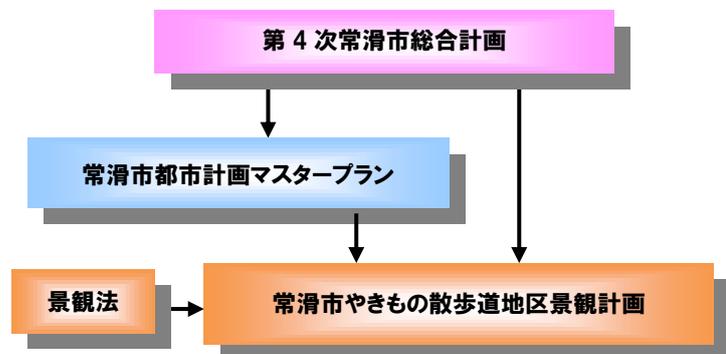
景観行政団体とは、景観法に基づく景観行政を担う主体となるものです。

都道府県や政令指定都市・中核市は法施行により自動的に景観行政団体となりましたが、常滑市は、愛知県知事の同意を得て景観行政団体になりました。

景観行政団体は、法に規定する景観計画を定めることができ、また、計画に基づき景観重要建造物等を指定することにより、その補修等に対して国の支援制度の活用が可能となります。

2. 景観計画の位置付け

この景観計画は、景観法第8条に規定される「良好な景観の形成に関する計画」で、第4次常滑市総合計画及び常滑市都市計画マスタープランといった上位計画に適合する内容としています。



3. 景観計画策定の経過

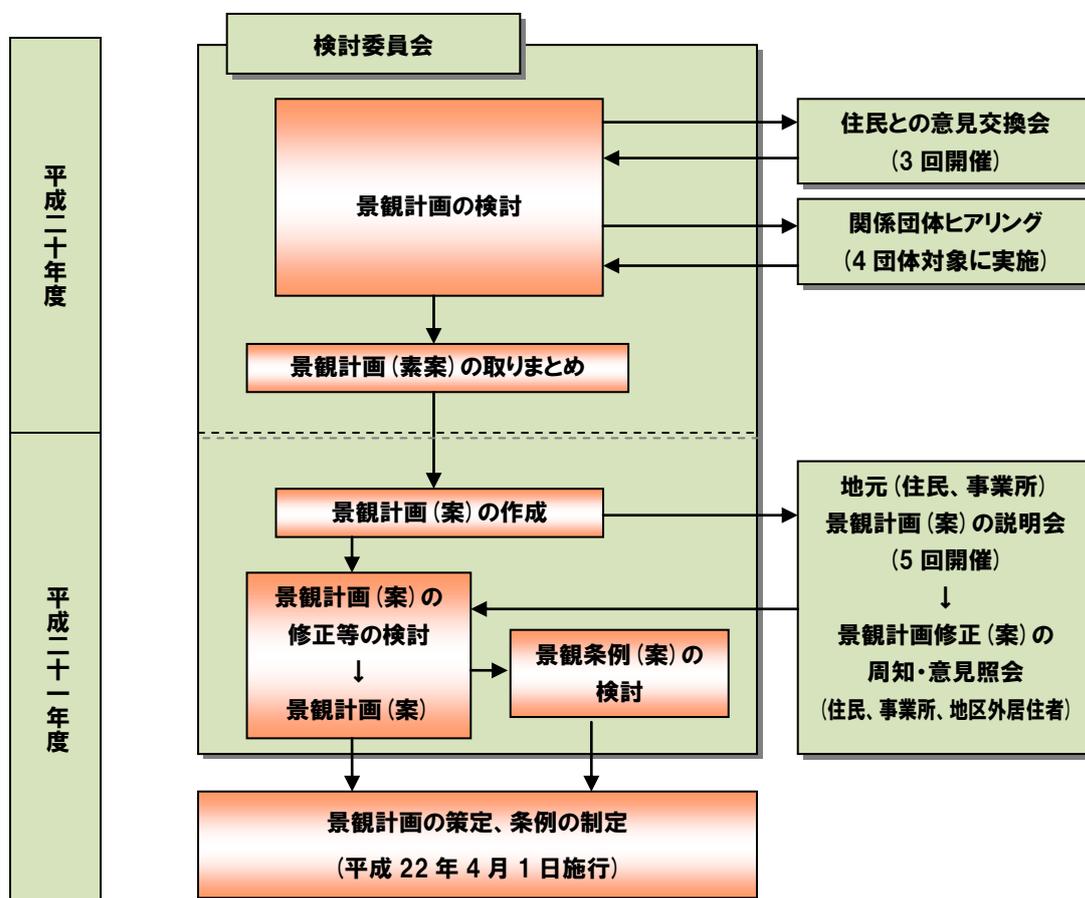
景観計画の検討は、平成 20 年 7 月に設置した検討委員会を中心に行いました。検討委員会は、学識者、地区や関係団体の代表者等で構成しました。

検討過程においては、地区居住者との意見交換会を開催するとともに、地区に関する団体にヒアリングを行うなど、地元関係者の意見の反映に努めながら、平成 20 年度末に景観計画(素案)を取りまとめました。

平成 21 年度には、景観計画(素案)を地元説明用に整理した計画(案)について、改めて地元関係者の意見を反映しながら修正等の検討作業を進め、景観計画を策定しました。

また、景観計画の決定に合わせて、景観計画の運用に必要となる景観条例を制定しました。

<景観計画策定の流れ>



そのほか、平成 21 年度には、景観計画に関連して、地区の環境改善策及び観光客のマナー向上策、地区での景観形成に寄与する取組への助成制度についても検討し、順次、実施していく予定です。

第2章 景観の特性と課題

1. 景観の特性

やきもの散歩道地区では、伝統的な窯屋やレンガ造りの煙突、焼き物を使った道や擁壁など、様々な景観資源が至る所に見られ、独特な景観が形成されています。

＜やきもの散歩道地区内の現況写真＞

■レンガ造りの煙突・窯



■窯屋を活用した店舗



■焼き物を使った道、擁壁



2. 景観形成の課題

やきもの散歩道地区において景観を構成する建物やレンガ煙突などの一部では老朽化が見られ、また、近年では地区内や周辺に中高層マンションが立地し、地区の景観が阻害され始めています。

やきもの散歩道地区の景観を維持するためには、老朽化した建物等を景観に配慮して修復したり、まちなみにそぐわない建物等が立地しないように制限することなどが必要になります。

3. 景観に関する地域の現状と課題

やきもの散歩道は、市が昭和49年に、地区内のAコースと周辺の焼き物関係施設を巡るBコースを散策コースとして設定し、これまでに、登窯広場展示工房館の整備や廻船問屋瀧田家の修復整備を始め、コース案内板の充実等、地区の魅力向上に努めるとともに、PR事業も進めてきました。

こうした取組に伴い、Aコースへの来訪者数は、平成10年ころには年間5万人程度でしたが、近年では30万人を超えるものと推計されています。

このように、来訪者数が増加する一方で、観光客の迷惑行為が地区で問題となっています。また、観光関係の店舗・飲食店も増加しており、こうした事業者と住民との共生も課題になっています。

さらに、当地区は、外周部の一部を除き、小高い丘に形成された市街地であり、生活道路は勾配があつて狭く、高齢者にとっては、日常生活においても支障が生じており、火災や救急といった緊急時の対応と合わせて課題となっています。

しかしながら、この狭い道路は、地区の景観を構成する要素でもあり、生活環境の改善との調和が課題となっています。

このようなやきもの散歩道地区における景観に関係した生活面での課題についても、今後、景観保全に関する取組の推進と合わせて、改善していく必要があります。

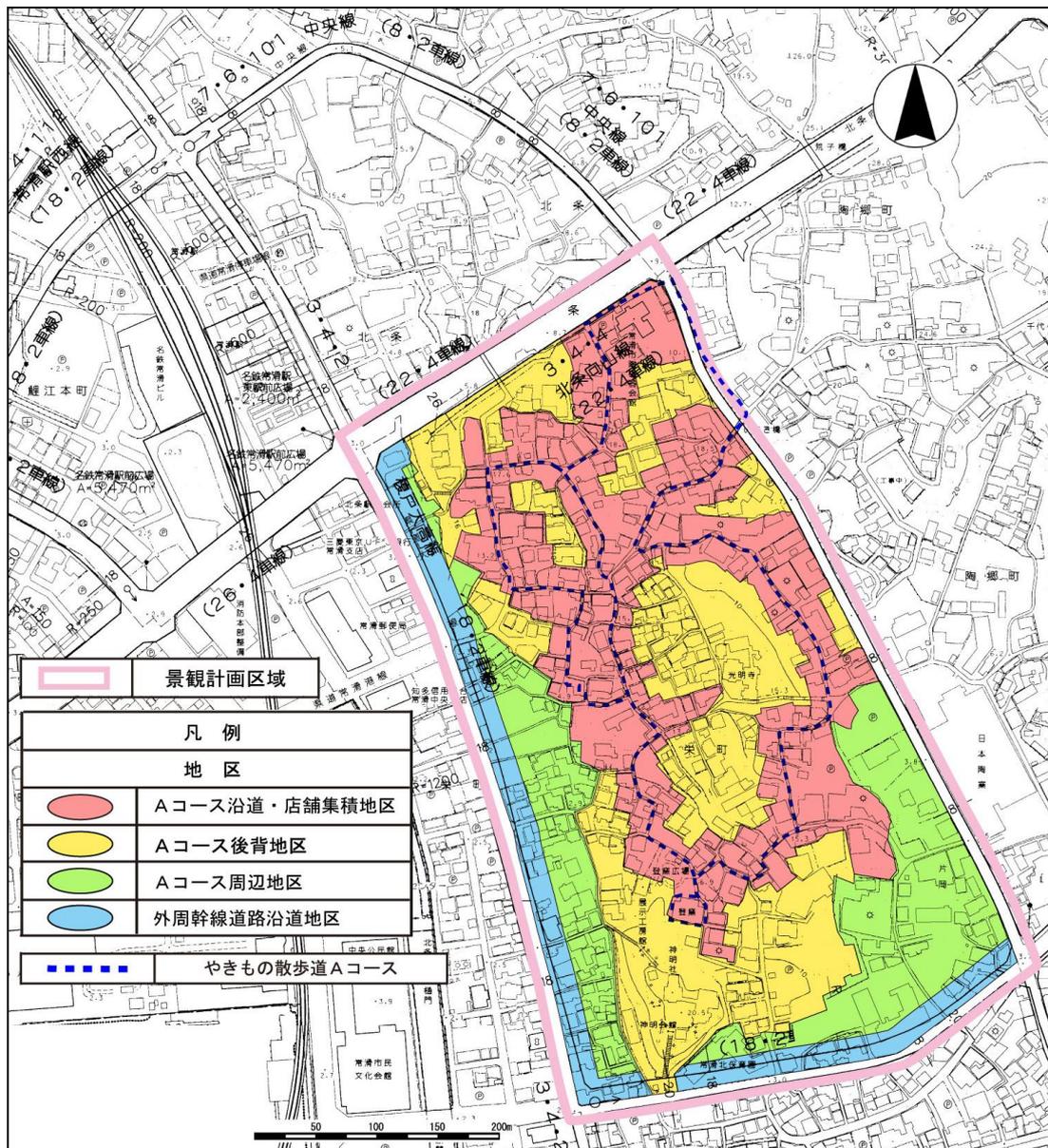
第3章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

本景観計画は、「やきもの散歩道地区」の景観の保全を目的としており、景観計画の区域は、景観資源が多く見られ、散策ルートに位置付けられている「やきもの散歩道Aコース」の沿道及び周辺を含んだ下図の区域とします。

また、景観計画の区域は、景観形成の重要度や位置的特性により、以下の4地区に区分します。

- * Aコース沿道・店舗集積地区・・・ Aコースに面する土地及び店舗・飲食店が集積する地区
- * Aコース後背地区・・・・・・ Aコース沿道・店舗集積地区の後背に位置する地区
- * Aコース周辺地区・・・・・・ Aコース後背地区の周辺に位置する地区
- * 外周幹線道路沿道地区・・・・ 外周の幹線道路沿道で土地の高度利用が想定される地区

＜景観計画区域・地区区分図＞



※外周の幹線道路に沿って指定する地区は、道路端から20mの幅とする。

第4章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）

1. 基本理念

やきもの散歩道地区の景観は、この地で今も“ものづくり”が受け継がれているとともに、まちなみに誇りを持つ人々が生活していることにより支えられ守られています。

こうしたことから、今後の景観形成に関する取組は、ものづくりや生活を続けることができるようなまちづくりと一体となって進めることが重要であり、「生産や生活の場を守り育てる景観まちづくり」を基本理念とします。

2. 将来の景観像

「1. 基本理念」を踏まえ、以下のとおり将来の景観像を定めます。

焼き物の町を将来に伝えるため、誇りを持ってまちなみを守り育もう^{はくく}

3. 基本目標と基本方針

「2. 将来の景観像」を実現するため、以下のとおり、「■」で示す基本目標及び「○」で示す基本方針を定めます。

<「焼き物の町を将来に伝える」ための基本目標と基本方針>

■焼き物・ものづくりが息づくまちの継承を図る

- 焼き物などの創作・生産活動をする人々が暮らし続けられる環境づくり
- 新しい担い手や住まい手を迎える仕組みづくり
- 生活者と事業者が支え合い共に暮らせる地域づくり

<「誇りを持ってまちなみを守り育む」ための基本目標と基本方針>

■焼き物の町としての景観保全を図る

- 景観を維持するのに大切なものは保全する
- 景観を阻害する建築物等の立地を抑える
- 景観の質をより高めるまちなみを創る

<安全・安心、快適に暮らせるための環境改善の基本目標と基本方針>

■迅速な緊急活動ができる町への改善を図る

- 緊急活動に対する施策を充実する

■景観保全との調和に配慮しつつ居住環境の改善を図る

- まちなみ保全に重要な建物についてはできるだけ外観を維持しつつ修繕等を行う

第5章 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号）

1. 行為の制限とは

行為の制限とは、景観計画区域内で行う建築行為などに対し一定の条件に該当するもの（届出対象行為）について届出を課し、本地区の景観形成の方針に沿った規制誘導の基準（景観形成基準）により、良好な景観形成を図るものです。



2. 行為の制限の基本的な考え方

- ・ 行為の制限により、現在のまちなみの保全を図ることを主な目的とします。
- ・ 地区への立地が増加している店舗等事業所に関する制限を先行して行い、戸建の自己用住宅については、当面、まちなみとの調和について協力を求めることとします。



- ・ 店舗については、地区の景観形成上、重要な役割を持つことから、きめ細かな制限を定めます。
- ・ 作業所、倉庫、共同住宅等（※）については、まちなみと調和するために必要な制限のみを定めます。

※「共同住宅等」は、共同住宅のほか、長屋及び分譲を目的とした戸建住宅も含む。

3. 届出対象行為

届出の必要な行為

■景観法で定める行為（法第16条第1項）

- ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下、「建築物の建築等」という。)
- ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下、「工作物の建設等」という。)
- ・ 都市計画法第4条第12項(※)に規定する開発行為

※「都市計画法第4条第12項」抜粋

「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

■景観法に基づく市景観条例で定める行為（法第16条第1項第4号）

- ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(以下、「土地の開墾等」という。)
- ・ 木竹の伐採
- ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(以下、「土石等の堆積」という。)

届出の適用除外となる行為

■景観法で定める届出の適用除外となる行為（法第16条第7項）

- ・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 等

■景観法に基づく市景観条例で定める届出の適用除外となる行為（法第16条第7項第11号）

- ・戸建自己用住宅の建築等、これに伴う擁壁等工作物の建設等及び開発行為
- ・建築物の増築、改築又は移転に係る床面積の合計が10㎡以内のもの
- ・建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「外観の変更等」という。)に係る部分の面積の合計が10㎡以内のもの
- ・工作物の建設等で建築基準法施行令第138条で指定する工作物に該当しないもの
例:高さ6m以下の煙突、高さ15m以下の鉄柱等、高さ4m以下の広告塔等、高さ8m以下の高架水槽等、高さ2m以下の擁壁
- ・工作物の外観の変更等に係る部分の面積の合計が10㎡以内のもの
- ・開発行為、土地の開墾等、木竹の伐採、土石等の堆積^{たい}で面積が500㎡未満のもの
- ・土石等の堆積^{たい}で堆積期間が60日以内のもの
- ・焼き物の製造に係るものの屋外における堆積^{たい}
- ・その他、良好な景観の形成に支障がないと市長が認める行為

なお、上記の適用除外となる行為であっても、本景観計画で定める景観形成基準に適合するように努めることとします。

4. 景観形成基準

「3. 届出対象行為」に関する景観形成上の基準を**遵守基準(守るべき基準)**及び**推奨基準(配慮してほしい基準)**の二段階で定めます。

届出の内容が遵守基準に適合しない場合、市長は届出者に対して、設計の変更等を勧告することができます。また、建築物又は工作物の形態意匠(建築物の高さは含まれません。)について、市景観条例で特定届出対象行為を定めることにより、変更命令を行うことができることとなります。

■景観形成基準に関する留意事項

- ・届出対象行為を行う土地が「第3章 景観計画の区域」で4区分した地区の2以上にわたる場合に適用する基準は、次のとおりとします。
 - 外周幹線道路沿道地区を含む場合は、外周幹線道路沿道地区に係る基準を適用する。
 - 外周幹線道路沿道地区を含まない場合は、面積が最も大きい地区の基準を適用する。
- ・景観形成基準については、基本的な基準を定めたものであり、詳細な数値基準等については、別途、届出に関する手引書(ガイドライン)等で示します。
- ・具体的事例で良好な景観の形成に影響があると思われる行為に関して、景観形成基準に該当する項目がない場合や、該当する項目があっても基準への適合性が不明確な場合については、個別に協議することとします。
- ・戸建自己用住宅の建築等については、遵守基準を適用せず、届出対象行為の適用除外としており、Aコース沿道・店舗集積地区及びAコース後背地区においては、推奨基準に適合するように努めていただくこととなりますが、地区の特性を踏まえ、できるだけ、Aコース沿道・店舗集積地区における店舗の遵守基準も考慮してください。

(1) 遵守基準

■建築物の建築等に関する基準

項目	Aコース沿道・店舗集積地区		Aコース 後背地区	Aコース 周辺地区	外周幹線道 路沿道地区
	店舗	作業所、倉庫、 共同住宅等※1			
高さ	10m以下で原則2階以下			13m以下 で原則3階 以下	5階以下
形態 ※2	屋根は3/10以上6/10以下の勾配屋根で、切り妻、寄棟、方形、入母屋などとする。また、店舗内が視認できる形態とする。	屋根は3/10以上6/10以下の勾配屋根とする。(共同住宅・寺社を除く。)		—	
壁材	木板又は木板模様のサイディング張りとする。(白色の塗り壁は除く。)	—			
窓	木製建具とする。防火上やむを得ない場合はアルミサッシでもよい。色彩は彩度・明度の低い黒色系とする。	アルミサッシを用いる場合は色彩を彩度・明度の低い黒色系とする。	—		
軒庇 ひし庇	原則として軒庇の上げ裏は、垂木・野地板は木材の現しとし、色彩は外壁と同色とする。白色の塗り壁の場合は、木の自然色、又は黒色系とする。	—			
屋根材 ※2	いぶし瓦又は陶器瓦とする。陶器瓦の色彩はいぶし瓦色又は彩度・明度の低い土管色とする。	—			
とい樋	塩ビや金属(銅板を除く)を使用する場合は、外壁又は柱・梁等と同系色とする。	—			
色彩	外部全体を黒色系の彩度・明度の低い色彩とする。(白色の塗り壁、木の自然色は除く。)	共同住宅等は原則左欄の店舗の基準と同様とし、作業所、倉庫は、外部全体を彩度・明度の低い色彩とする。	外部全体を彩度・明度の低い色彩とする。		
付帯設備	屋外に設置するエアコン室外機、給湯器、ガスボンベなどは見えにくい位置に設置するか、格子などで囲い修景する。	—			
垣・ さく 柵	Aコース沿道に設ける場合は、板塀又は生垣とし、板塀の色彩は建築物の外壁又は柱・梁と同系色とする。	—			
緑化	樹木はできる限り保全し、駐車場や空地には植栽を施す。	—			

※1 「共同住宅等」は、共同住宅のほか、長屋及び分譲を目的とした戸建住宅も含む。

※2 瓦屋根を想定した基準としているが、瓦以外の屋根材を用いたい場合は、協議することとする。

■工作物の建設等に関する基準

項目	Aコース沿道・店舗集積地区		Aコース 後背地区	Aコース 周辺地区	外周幹線道 路沿道地区
工作物	擁壁	原則としてコンクリート造又は自然石積み(これに類似したものを含む)とする。Aコース沿道では、コンクリート造の場合、自然石風又は焼き物で表面を仕上げ、傾きを75度以下とする。	原則としてコンクリート造又は自然石積み(これに類似したものを含む)とする。		
	鉄柱等	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等は光沢のあるものを避け、色彩は彩度の低いものとする。			
	その他	周辺の景観との調和に配慮する。		—	

(2) 推奨基準

■建築物の建築等に関する基準

項目	Aコース沿道・店舗集積地区		Aコース後背地区	
	戸建自己用住宅	店舗	作業所、倉庫、共同住宅等※1	戸建自己用住宅
建築物	高さ	10m以下で原則2階以下	—	10m以下で原則2階以下
	形態※2	屋根は3/10以上6/10以下の勾配屋根とする。	屋根は3/10以上6/10以下の勾配屋根で、切り妻、寄棟、方形、入母屋などとする。	屋根は3/10以上6/10以下の勾配屋根とする。
	壁材	—	木板又は木板模様のサイディング張りとする。(白色の塗り壁は除く。)	—
	窓	—	木製建具とする。防火上やむを得ない場合はアルミサッシでもよい。色彩は彩度・明度の低い黒色系とする。	アルミサッシを用いる場合は色彩を彩度・明度の低い黒色系とする。
	軒庇	—	軒庇を設ける。	—
	屋根材※2	—	いぶし瓦又は陶器瓦とする。陶器瓦の色彩はいぶし瓦色又は彩度・明度の低い土管色とする。	—
	樋	—	塩ビや金属(銅板を除く)を使用する場合は、外壁又は柱・梁等と同色系とする。	—
	色彩	外部全体を彩度・明度の低い色彩とする。	外部全体を黒色系の彩度・明度の低い色彩とする。(白色の塗り壁、木の自然色は除く。)	外部全体を彩度・明度の低い色彩とする。
	付帯設備垣・柵	—	屋外に設置するエアコン室外機、給湯器、ガスボンベなどは見えにくい位置に設置するか、格子などで囲い修景する。	—
	緑化	設ける場合は板塀又は生垣とし、板塀の色彩は建築物の外壁又は柱・梁と同色系とする。		
	樹木はできる限り保全し、駐車場や空地には植栽を施す。			

※1、※2 前ページに同じ

■工作物等の建設等に関する基準

項目	Aコース沿道・店舗集積地区	Aコース後背地区	Aコース周辺地区	外周幹線道路沿道地区
工作物	擁壁	—	原則としてコンクリート造又は自然石積み(これに類似したものを含む)とする。コンクリート造の場合、自然石風又は焼き物で表面を仕上げ、傾きを75度以下とする。	—
	看板類※3	やきもの散歩道のPR等の公益に資する看板を除き愛知県屋外広告物条例第6条に該当する自家用広告等のみとし、周辺の景観との調和に配慮する。また、屋上広告、突き出し広告は設置しない。ネオンサインやネオン管の露出しているネオンサイン等の電飾設備は使用しない。		屋上広告は設置しない。
	その他	—	周辺の景観との調和に配慮する。	—
自販機※3	周辺の景観に調和する落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。			—

※3 看板類(屋外広告物)及び自販機は届出対象行為に該当しないが、上記基準に適合するよう努めることとする。

■良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為に関する基準

下表に記載する開発行為等は、原則として行わないこととしますが、やむを得ず行う場合に下表の基準を適用します。

※届出の対象となる行為は、下表の項目に該当する行為の面積が 500 m²以上のもの

項 目		各 地 区 共 通
開発行為	緑化	の法面を設ける場合は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観及びまちなみとの調和に配慮する。
	伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限にとどめるよう努める。
土地の開墾 土地の形質の変更	環境	敷地内にある良好な樹木等の自然資源を可能な限り保全し、活用するよう努める。
	土石の採取 鉱物の掘採	道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫するよう努める。遮蔽する場合は植栽の実施、木塀の設置等、周辺景観及びまちなみとの調和に配慮する。
土石等の堆積	高さ	物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努める。
	遮蔽	遮蔽する場合は道路等の公共空間から容易に望見できないよう、植栽の実施、木塀の設置等、周辺景観及びまちなみとの調和に配慮する。

第6章 景観重要建造物及び樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

やきもの散歩道地区には、歴史的・文化的価値が高い建造物や長い時間をかけて育^{はぐく}まれてきた樹木が点在しています。

景観行政団体は、景観計画で定める指定方針に即して、良好な景観を形成する上で重要と思われる建造物や樹木について、建造物、樹木の所有者の意見を聴取した上で、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することができます。

これらに指定された場合、所有者には適正な管理が求められるとともに、現状変更の規制が課せられます。一方で、建造物の補修等に対して、国の支援制度の活用が可能になります。

2. 景観重要建造物の指定方針

良好な景観の形成に重要なもので、道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものを景観重要建造物に指定します。

- やきもの散歩道地区のシンボリック存在となっているもの
- 美しい形や優れた技術が見られるもの
- 再び造ることができないもの

3. 景観重要樹木の指定方針

良好な景観の形成に重要なもので、道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものを景観重要樹木に指定します。

- やきもの散歩道地区のシンボリック存在となっているもの
- 建築物や工作物等と一体となって良好な景観を形成している樹木

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第5号イ）

やきもの散歩道地区における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置については、愛知県屋外広告物条例に基づくこととしますが、本地区の景観を保全していくために必要となる屋外広告物の制限については、本景観計画において景観形成基準を定めます。

また、こうした制限を適用しながら、今後、状況に応じて、市屋外広告物条例の制定について検討します。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ）

道路等の公共施設は、景観を構成する要素の一つであり、また、景観形成を先導する役割を担うことも期待されます。

やきもの散歩道地区において、良好な景観を形成するために必要と思われる市道等の公共施設について、当該公共施設の管理者と協議し、景観重要公共施設に指定していくことを検討します。

○ 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設の整備、維持管理に当たっては、やきもの散歩道地区の景観に配慮することとします。

第9章 景観計画の推進

1. 推進体制の整備

本景観計画を推進するためには、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが必要であり、次のような推進体制を整備します。

■景観計画推進会議の設置

景観計画を推進するため、市民、学識経験者、関係団体代表者等で構成し、景観計画の進行管理や景観計画策定後の重要事項の検討を行う景観計画推進会議を設置します。

■関係者連絡協議会の設置

景観に関する取組を効果的に進めるため、住民、事業者、行政の三者間の情報交換、協議・調整する場として、関係者連絡協議会を設置します。

2. 景観に関する理解促進

良好な景観を将来にわたり市民共有の財産として保全するためには、多くの市民が景観資源の価値を知り、理解することが大切なことから、景観に関する理解促進に向けた取組を推進します。

■景観教育・景観学習の実施

学校教育や生涯学習の場において、景観に関する学ぶ機会を提供し、景観に関する意識を子供から高齢者まで幅広く高めていきます。

■広報・啓発活動の推進

広報紙やホームページへの景観関連情報の掲載、景観に関する講演会やシンポジウム、イベントの開催など、様々な機会を通じて、市民の景観への関心を高めていきます。

3. 景観形成に寄与する取組への支援

良好な景観を安定的、持続的に保全するためには、助成制度や助成の財源となる資金確保も必要になることから、次のことについて検討します。

■助成制度の検討

景観重要建造物・樹木の維持管理や修繕等、景観形成基準に適合した建築物・工作物の新築・新設等、住民や事業者の負担を軽減するため、景観形成に寄与する取組への助成制度について検討します。

■協力の確保

市では、景観保全に関する財源を確保するため、平成 20 年度に、ふるさと納税制度を活用した「やきもの散歩道地区景観保全基金」を設けました。

今後、やきもの散歩道地区の景観の魅力や景観保全の必要性を広く PR し、ふるさと納税の協力を呼びかけるとともに、やきもの散歩道への来訪者等に対しても景観保全に関する理解を求め、募金等による資金確保についても検討します。

平成 22 年 4 月

発行 常滑市

事務局：建設部都市計画課

〒479-8610 愛知県常滑市新開町 4-1

TEL : 0569-35-5111

FAX : 0569-35-5642

E-mail : toshikei@city.tokoname.lg.jp

URL : <http://www.city.tokoname.aichi.jp/>